

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	北見市 障害者総合支援法に基づく支援等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北見市は、障害者総合支援法に基づく支援等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道北見市長

公表日

令和2年11月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法に基づく支援等に関する事務
②事務の概要	障害者総合支援法に基づく、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する事務並びに地域生活支援事業に関する事務を行う。
③システムの名称	障がい福祉システム、福祉総合相談システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい福祉ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第1の84の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第60条・番号法第9条第2項及び北見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2の1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第7号及び番号法別表第2・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」という。） <p><情報照会の根拠> 番号法別表第2の108、109及び110の項 主務省令第55条、第55条の2及び第55条の3</p> <p><情報提供の根拠> 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108及び116の項 主務省令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条及び第59条の2の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 文書課 北見市北2条東2丁目 0157-25-1209
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 文書課 北見市北2条東2丁目 0157-25-1209

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の84の項	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の84の項 番号法第9条第2項及び北見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「条例」という。)別表第2の1の項 	事前	
平成27年12月28日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2 <情報照会の根拠> 別表第2の108、109、110の項 <情報提供の根拠> 別表第2の16、26、56の2、57、87、116の項	番号法第19条第7号及び番号法別表第2並びに番号法第19条第14号及び条例別表第2 <情報照会の根拠> 番号法別表第2の108、109、110の項 条例別表第2の1の項【予定】 <情報提供の根拠> 番号法別表第2の16、26、56の2、57、87、116の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I-4-② 法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号及び番号法別表第2並びに番号法第19条第14号及び条例別表第2</p> <p><情報照会の根拠> 番号法別表第2の108、109、110の項 条例別表第2の1の項【予定】</p> <p><情報提供の根拠> 番号法別表第2の16、26、56の2、57、87、116の項</p>	<p>番号法第19条第7号及び番号法別表第2並びに番号法第19条第14号及び条例別表第2</p> <p><情報照会の根拠> 番号法別表第2の108、109、110の項 条例別表第2の1の項【予定】</p> <p><情報提供の根拠> 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項</p>	事前	
平成28年4月28日	I-5-②所属長	社会福祉課長 高田 直樹	社会福祉課長 市山 恵一	事後	所属長の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成28年12月30日	I-3法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の84の項</p> <p>・番号法第9条第2項及び北見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例(以下「条例」という。)別表第2の1の項</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の84の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第60条</p> <p>・番号法第9条第2項及び北見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2の1の項</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月30日	I-4-②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号及び番号法別表第2並びに番号法第19条第14号及び条例別表第2</p> <p><情報照会の根拠> 番号法別表第2の108、109、110の項 条例別表第2の1の項【予定】</p> <p><情報提供の根拠> 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、 57、87、108、116の項</p>	<p>・番号法第19条第7号及び番号法別表第2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」という。）</p> <p><情報照会の根拠> 番号法別表第2の108、109、110の項 主務省令第55条、第55条の2</p> <p><情報提供の根拠> 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、 57、87、108、116の項 主務省令第7条、第10条、第12条、第14条、 第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第 50条、第59条の2</p>	事前	
平成29年4月1日	I-5-①部署	保健福祉部 社会福祉課	保健福祉部 障がい福祉課	事後	部署の変更であり、重要な変更 に該当しない。
平成29年4月1日	I-5-②所属長	社会福祉課長 市山 恵一	障がい福祉課長 水落 茂樹	事後	所属長の変更であり、重要な 変更 に該当しない。
平成31年1月9日	I-5-②所属長の役職名	障がい福祉課長 水落 茂樹	課長	事後	所属長の役職名変更であり、 重要な 変更 に該当しない。
H31.2.8	基礎項目評価書全体		新様式への変更	事前	
R2.10.2	I-4-②法令上の根拠	<p><情報照会の根拠> 番号法別表第2の108、109、110の項 主務省令第55条、第55条の2</p> <p><情報提供の根拠> 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、 57、87、108、116の項 主務省令第7条、第10条、第12条、第14条、 第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第 50条、第59条の2</p>	<p><情報照会の根拠> 番号法別表第2の108、109及び110の項 主務省令第55条、第55条の2及び第55条の3</p> <p><情報提供の根拠> 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、 57、87、108及び116の項 主務省令第7条、第10条、第12条、第14条、 第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第 55条及び第59条の2の2</p>	事後	
R2.10.2	II-1対象人数	平成27年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
R2.10.2	II-2取扱者数	平成27年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	